

成年後見制度利用促進に関するアンケート調査報告書

2016（平成28）年4月「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」が成立された。地域における権利擁護支援の促進を目的とし「本人にメリットを感じられる制度の利用（本人中心の相談支援）」「地域連携ネットワークの構築」「中核機関の設置」などが目標とされてきました。

甲賀・湖南成年後見センターばんじーにおいては、2013（平成25）年10月のセンター開設以降、「成年後見制度にとどまらない権利擁護支援」「支援者支援」「地域づくり」を事業の柱として事業を展開してまいりました。

成年後見制度利用促進法が施行されたことで、より活動の根拠が明らかとなり、センターの事業に拍車をかけるものとなることを期待し、現状と課題を把握するために本調査を行いました。

調査にご協力いただきました、成年後見制度に関わる専門職のみなさま、各関係機関のみなさまありがとうございました。

平成31年2月

NPO 法人 甲賀・湖南成年後見センターばんじー 所長 桐高とよみ

調査概要

〔調査目的〕

甲賀市、湖南市における成年後見制度利用促進基本計を策定するにあたり、 賀圏域における専門職等による成年後見制度の受任状況の把握すること、また、成年後見制度利用促進における「地域連携ネットワーク」の中心として期待されている「中核機関」がどのような役割を果たすべきかを明らかにする。

〔調査対象〕

- ・行政機関（県、市町）
- ・社会福祉協議会（県、市町）
- ・成年後見制度に関わる専門職 等

〔調査方法〕

郵送によるアンケート調査

〔調査期間〕

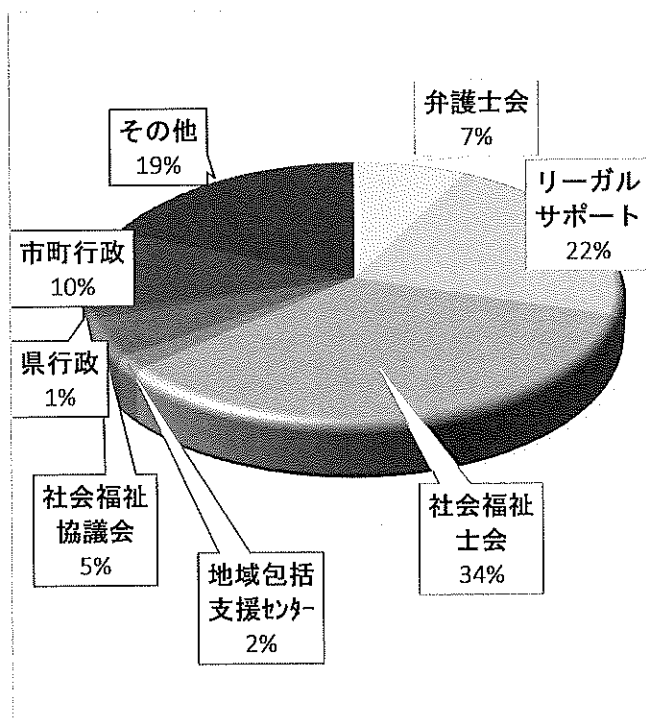
平成30年5月～7月

〔調査結果〕

配布数 372

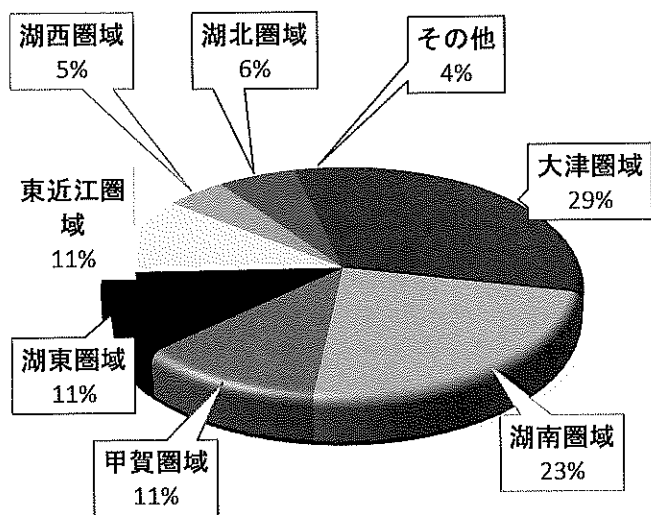
回答数 220 (回収率59.1%)

問1 回答者の属性について



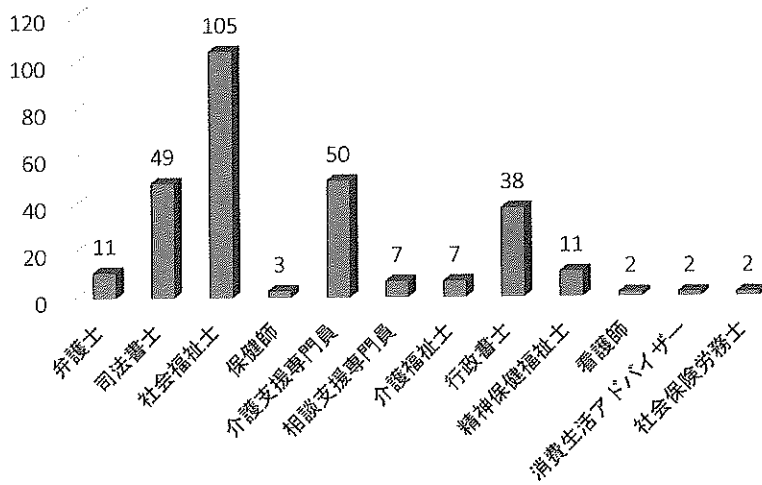
回答者の属性について尋ねた。成年後見制度に関わる専門職が約60%を占める。「その他」の行政書士を含めると、約80%となり、行政や社協、直営の地域包括支援センターが約20%という結果であった。

問2 回答者の福祉圏域について



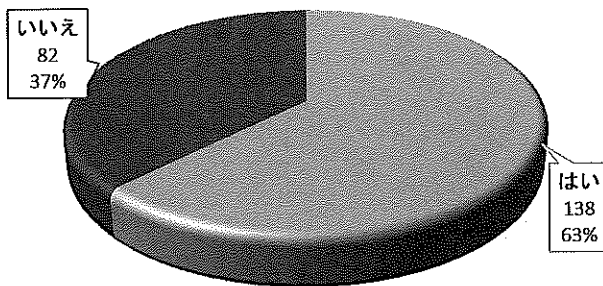
滋賀県内、特に甲賀圏域の権利擁護支援に携わる人材について知ることが目的であったが、団体の所属先を回答されているものもいくつかあり、正確な数値ではないが、甲賀圏域については、県全体の約1割であった。

問3 回答者の所有資格について



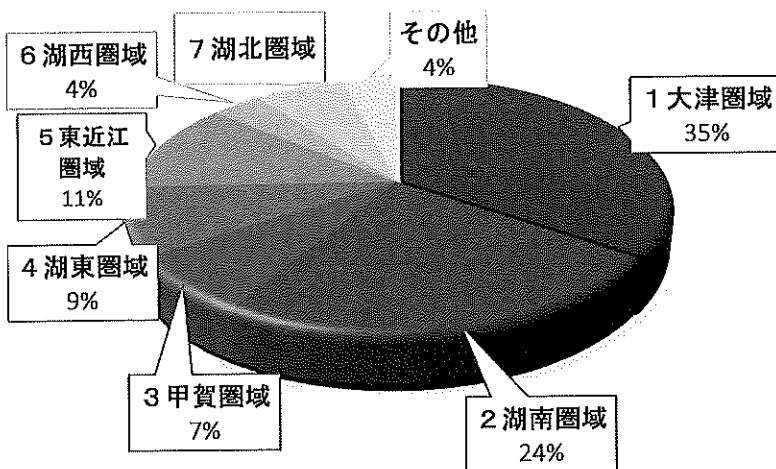
回答者が所有する資格について尋ねた。複数の資格を有する回答者も多くあった。社会福祉士が最も多く、現場はさまざまであるが、権利擁護支援に携わる社会福祉士が多く存在することがわかった。

問4 成年後見受任をしていますか。



回答者のうち、約63%の方が現在後見受任をしていることがわかった。問1の行政書士を含む割合(約80%)と比較すると、大幅に少なくなることがわかった。受任をしていない専門職等が多数いることがわかった。多くの方が受任していただける環境整備が課題のひとつであることがわかる。

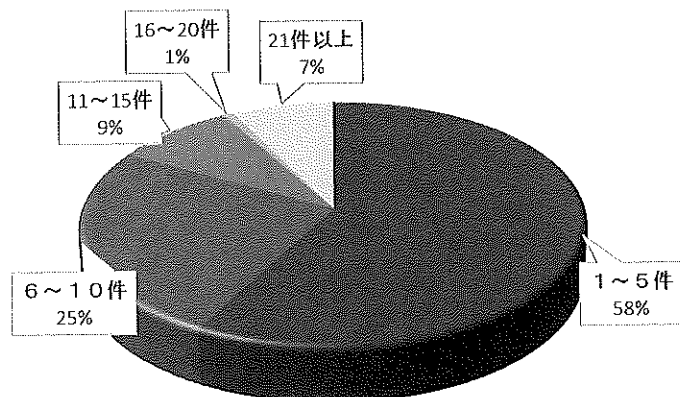
問4-1 受任者の圏域別割合



問4に関連して、受任をしている。と回答した138の圏域別分類が問4-1の円グラフである。

甲賀圏域の割合に注目すると、回答者全体では11%あったが、受任者数の割合は、7%と少なくなることがわかった。大津、湖南圏域の受任者の割合がわずかであるが、多いことがわかった。

問5 受任件数は何件ですか？

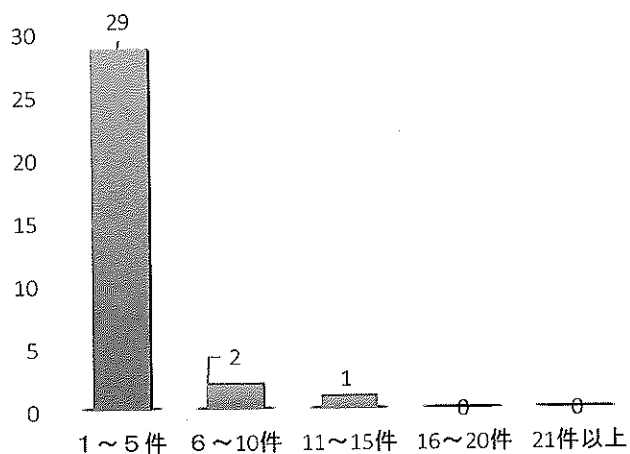


受任者の一人あたりの受任件数を尋ねた。専門職といえども、1人で担える件数はそれほど多くはなく、約60%のが5件までの件数であることがわかる。

個人が成年後見受任を行うことの負担が垣間見える。

1人あたりの受任者数を増やすためには、「地域連携ネットワークの仕組みづくり」「中核機関による後見人支援」が重要になることがわかる。

問6 問5のうち、甲賀圏域で成年被後見人等が生活している数

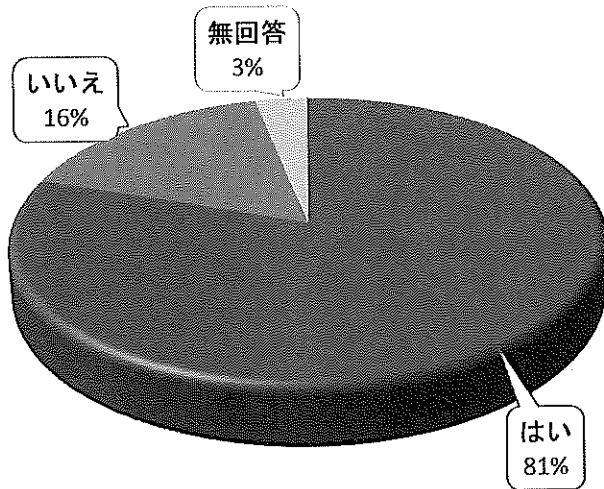


32人が、甲賀圏域に生活されている方の後見受任をされていることがわかった。

問4の「はい」の138との割合では、23%を超える。

甲賀圏域に属する受任者の担い手7%と比較すると大きく上回るもので、甲賀圏域は他圏域の受任者に頼らざるをえない現状が明らかになった。

問7 「成年後見制度利用促進法」を知っていますか。



成年後見制度利用促進法の周知度についての設問であった。

約80%の方は「はい」という回答であったが、回答のなかった方も含めると20%の方が知らないことがわかった。

成年後見制度に携わる方であっても2割の方には知らない現状であり、高齢者福祉、障がい者福祉従事者、地域の方への周知にはさらに力を入れていく必要がある。

問8 成年後見制度利用促進に関する取組例について（おもなものを抜粋）

〔行政〕

- ▶ 市長申立
- ▶ 成年後見制度利用支援事業（申立費用、報酬助成）
- ▶ 広報・啓発
- ▶ 成年後見センターへの業務委託（相談、申立支援、啓発等）

〔専門職・社協等〕

- ▶ 研修会・セミナーの開催
- ▶ 他の専門職との意見交換会
- ▶ 後見人の担い手としての市民の養成
- ▶ 行政関係の審議会への参加
- ▶ 地域での普及啓発講座や出前講座の開催

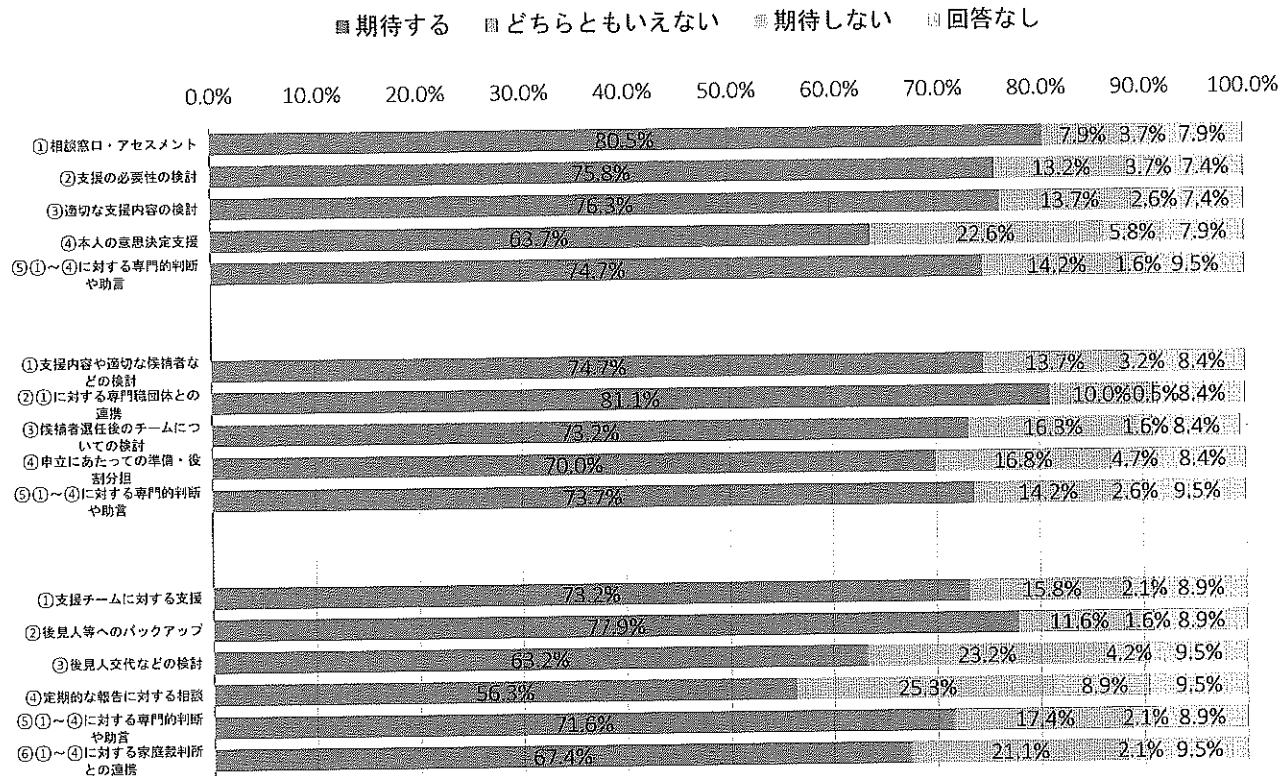
滋賀県は、福祉圏域ごとに成年後見センターや権利擁護センターが設立されており、「センターへの業務委託」という回答が多くみられた。

また、成年後見制度利用支援事業についても、全市町で行っていることが、回答からも明らかであった。

ただ、先の課題を問う設問の回答の中には、「市町によって利用支援事業の対象者が異なる」ことや、「地域のセンターとの連携ができていない」という課題をあげている回答者もあり、取組をしていることだけではわからない課題もあることがわかった。

一方、専門職や社協などの取組例は左記のとおりであり、地域連携ネットワークの構築には、重要な取組が多く見受けられる。

問9 中核機関に期待することは？



成年後見制度利用促進法に書かれている、中核機関の主な機能について「Ⅰ 相談・アセスメント段階」「Ⅱ 成年後見利用申立期」「Ⅲ 成年後見利用期」の3段階について分類をした。どの段階においても、中核機関の果たす役割は重要で、期待度も高い。

「相談・アセスメント」段階においては、法律の理念である、「本人にとってメリットを感じられる制度の利用」についてのアセスメントが重要であり、Ⅱ・Ⅲの段階にも大きく影響を与えるものと思われる。ばんじーの相談支援においても、本人のための制度利用というより、むしろ親族や福祉医療関係者が困った時の制度利用が多く見られ、ご本人には納得の得られないものをあつた。そのような場合の、中核機関の役割として、「なぜ成年後見制度が必要なのか」という利用目的や、「他の支援で補完できるものがあるのではないか」という、客観的なアセスメントが重要になる。

また、Ⅲ 成年後見制度利用期における中核機関の役割としては、やはり、後見人支援が重要となるであろう。成年後見制度が始まった当初は、成年後見人等が選任されると、「すべての支援は成年後見人等へ」という誤解があり、これまで関わってきた支援者との距離に悩む後見人等が多く見受けられた。

(未だにその課題を抱えている後見人等がいることは、この調査でも明らかである。)

ばんじーでも親族後見人、専門職後見人を問わず「後見人等を孤立させない」ことを目指して後見人支援を行ってきた。今後も継続していきたい。

課題としてあげられることは、「Ⅰ 相談・アセスメント期」からばんじーが相談支援に関わってきた案

件に対しては、支援が可能であるが、ばんじーの関わらないところで後見申立が行われた案件（Ⅲ 成年後見利用期からの案件）に対する支援である。それらの案件に対しては、家庭裁判所との連携が不可欠になってくることが考えられる。ばんじーとしての課題でもある。

問10 地域課題は？（主なものを抜粋）

〔専門職の回答〕

- ▶ 受任者の不足
- ▶ 困難ケースなど、負担の大きいケースの増加。
- ▶ 成年後見等受任者の不足
- ▶ 候補者のミスマッチ
- ▶ 後見人の質のチェック、質にばらつきがある。
- ▶ 意思決定支援の支援体制の構築
- ▶ 後見制度の理解がすすんでいない。後見さえつけばあとはこれまでの支援者が楽になるかのように思われている。
- ▶ 成年後見人が選任されたあと、それまで関わってきた支援者が離れようとする。
- ▶ 後見人選任後のネットワークの構築が難しい。
- ▶ 報酬助成の対象の格差
- ▶ 親族後見人のサポート体制（専門的助言、支援）

〔行政の回答〕

- ▶ 申立相談から受任まで一括で依頼できる機関
- ▶ 申立費用の助成や、報酬助成を行えるだけの財政確保
- ▶ 第三者後見人（専門職・法人後見受任団体・市民後見人）
- ▶ 受任調整機能
- ▶ 身元保証等についてサポートできる団体があるが、お金がかかる

- ▶ 行政機関、専門職等に共通する課題としては「後見受任の担い手不足」があげられるが、他の課題については、課題認識に違いがあった。成年後見制度利用促進法による中核機関では、その両者の立場や課題を理解し、また、家庭裁判所とも連携する役割を果たしていかなければならない。
- ▶ 甲賀圏域の受任者不足についても明らかになったが、甲賀圏域に限らず、他圏域でも同様である。短期に解決できる課題ではなく、行政や地域の関連団体とも協議を進めていくべき課題であることを再認識した。また、限られた人材で制度を運用するためには、中核機関の役割は大きく、調整機能、専門職以外の後見人の要請など、行政、関係機関や団体と連携が重要である。

問 1 1 必要な資源や機能は？

[専門職の回答]

- ▶ 権利擁護支援の必要な方の適切な支援方針が決定できる仕組み
- ▶ 支援チーム同士が支援を共有しあえる場、多職種で共有しあえる場
- ▶ 支援チームをコーディネートする機関
- ▶ 資格を超えた受任資源の養成・確保
- ▶ 法人後見受任団体
- ▶ 本人にふさわしい成年後見人を検討する場
- ▶ 広域的な調整機能
- ▶ 親族後見人・第三者後見人の活動をバックアップする機能
- ▶ 成年後見の専門家として助言をもらえる機関

[行政の回答]

- ▶ 申立相談から受任まで一括で依頼できる機関
- ▶ 申立費用の助成や、報酬助成を行えるだけの財政確保
- ▶ 第三者後見人（専門職・法人後見受任団体・市民後見人）
- ▶ 受任調整機能
- ▶ 身元保証等についてサポートできる団体があるが、お金がかかる

問 1 0と同様に、それぞれの立場で必要とする資源・機能について異なることがわかった。

今後、基本計画の策定にあたって、参考になる回答が多くあった。

基本計画を策定することが目的ではなく、地域の権利擁護支援ネットワークの構築にあたって計画の内容について行政、専門職団体等との間で十分な検討が必要である。